

日田市規則第10号

日田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月27日

日田市長 椋 野 美 智 子

日田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第3章 略 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条— <u>第17条</u> ） <u>第5章 日田市災害弔慰金等支給審査委員会（第18条—第22条）</u> <u>第6章 雑則（第23条）</u> （氏名又は住所の変更届等）	目次 第1章～第3章 略 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条— <u>第18条</u> ） （氏名又は住所の変更届等）

第17条 略

第5章 日田市災害弔慰金等支給審査委員会

(委員会の所掌事務)

第18条 条例第16条第1項の日田市災害弔慰金等支給審査委員会

(以下「委員会」という。)は、市長の諮問に応じて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するものとする。

(委員長)

第19条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 略

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委員会の運営に関する委任)

第22条 第18条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第6章 雑則

第23条 略

第18条 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。